

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 2 月 1 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 二階堂 英城

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 酸素発生器賃貸借 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和 5 年 4 月 1 日
至) 令和 6 年 3 月 3 1 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、予定数量に1ヶ月あたりの賃借料(1台分)を乗じた金額を入札書へ記載する。また、落札決定に当り、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を乗じては、入札額を加算し、消費税及び地方消費税を積もった金額を、入札者は、消費税及び地方消費税を積もった金額を、入札書に記載する。また、落札決定に当り、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を乗じては、入札額を加算し、消費税及び地方消費税を積もった金額を、入札者は、消費税及び地方消費税を積もった金額を、入札書に記載する。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「賃貸借」または「その他」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。)
- ① 直接交付
沖縄県石垣市椋海大田148
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 八重山庁舎
電話 0980-88-2571
FAX 0980-88-2573
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「(単価契約)酸素発生器賃貸借入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「(単価契約)酸素発生器賃貸借入札説明書メールアドレスにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年3月10日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行

うととも、に当機構のホームページにて公表することにより、
 入札説明、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、
 同様に、対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人
 人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せあ
 害するおそれのある記述を公表せず、質疑者のみに回答するこ
 とが又は。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和 5 年 3 月 1 7 日 1 4 時 3 0 分
 沖縄県石垣市椴海大田 1 4 8
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 水産技術研究所 八重山庁舎 本館会議室
- (2) 郵便による入札書の 令和 5 年 3 月 1 7 日 1 2 時 0 0 分
 受領期限及び提出場所 3. ①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて 日本語及び日本国通貨。
 使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
 及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札
 を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先 当該先
 次の①及び②にいずれにも該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相
 当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として
 再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発
 法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する
 者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を
 与える者と認められる者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実
 績による。
- (2) 公表する情報 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約
 締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当
 機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ
 かに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機
 構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をなさるので、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

賃貸借仕様書

1. 件名 (単価契約) 酸素発生器賃貸借
2. 規格 以下の性能を有する機器とする。
 - 1) 酸素濃度が90%以上であること。
 - 2) 1分あたりの最大酸素供給量が6L以上であること。
 - 3) 逆止弁機能を有すること。
 - 4) AC100V電源で動作すること。
 - 5) 縦50cm×横50cm×高さ70cm以内の大きさであること。
 - 6) 重量は30kg以内であること。※参考機種：近畿酸素株式会社 オージネーター600
3. 予定数量 72台 (詳細は別紙のとおり：1ヶ月あたり4台～7台)
4. 納入場所 沖縄県石垣市椴海大田148
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 八重山庁舎
5. 契約期間 自) 令和5年4月 1日
至) 令和6年3月31日
6. 特記事項 以下の内容に留意すること。
 - 1) 請負者は担当職員より連絡を受けた後、賃貸借開始希望日の前日までに指定数量の賃貸借機器(以下、「機器」。)を指定場所へ納入すること。
 - 2) 機器については点検整備を行った後に納入することとし、機器の形状及び性能維持のため必要とされる点検整備及び修理は請負者の責において実施すること。
 - 3) 通常のパフォーマンスを有する状態ではなくなった場合は、速やかに代替品を納入すること。
 - 4) 機器の輸送、保険等にかかる諸費用は請負者の負担とすること。
 - 5) 賃貸借期間が月15日間未満の場合は0.5ヶ月分の料金とし、月15日間以上の場合は1ヶ月分の料金を請求できるものとする。ただし、賃貸借の開始日は機器が納入場所へ納入された日とする。
 - 6) 上記予定数量は業務及び気候の状況に応じて、変更の可能性のある旨留意すること。
7. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

R5酸素発生器賃貸借 予定数量

月	R5.4月	R5.5月	R5.6月	R5.7月	R5.8月	R5.9月	R5.10月	R5.11月	R5.12月	R6.1月	R6.2月	R6.3月	合計
借入台数	4	4	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	72

※上記の借入台数はあくまで予定数量のため、飼育試験の進捗状況等に応じて、適宜変更の可能性がある旨留意すること。